

## 大椎台自治会役員選出管理委員会規定

### (目的)

第1条 この規定は、大椎台自治会の役員を選出が公正に行われることを目的として、大椎台自治会規約第10条に基づき、役員選出管理委員会(以下「委員会」という)の運営について必要な事項を定めるもの。

### (委員会の組織)

第2条 役員選出に関する事務を処理するために会長は毎年定期総会の期日60日前までに委員会を招集する。

第3条 委員会の委員は会員(役員は除く)の中から選出し、定員は5名とし、委員長及び委員は総会の承認を得て会長が委嘱するものとする。

2. 委員の任期は、総会で選出されてから、その年度の定期総会で役員の承認がおわるまでとする。

3. 委員は、その在任中、役員への立候補はできない。

4. 年度途中に欠員が生じた時は、役員会の承認を得て委員を補充する。

5. 前項にかかる委員の任期は、その年度の定期総会で役員の承認がおわるまでとする。

### (委員会の職務)

第4条 委員会は次のことを行う。

- (1) 役員選出についての公示
- (2) 立候補者の受付と発表
- (3) 投票開票の管理(立候補者が役員定数を超えた場合)
- (4) 総会への報告
- (5) その他選出について必要な事項

### (自治会役員の立候補者)

第5条 自治会会員(規約第6条に基づく)は、役員に立候補する権利を有する。

第6条 立候補者は、所定の立候補届け出用紙(別紙)に必要事項(住所、ブロック No.、氏名、電話番号)を記入し、締め切り日までに委員会まで届け出ることとする。

### (自治会役員の選出)

第7条 委員会は、受付の際、立候補届け出者が候補者の要件を満たすことを確認した上で、立候補者を発表する。

2. 立候補者が役員定数を超えなかった場合、総会において信任を問うものとする。立候補者が役員定数を超えた場合、該当する役職について総会で出席者による投票による選挙で決定することとする。なお、投票による選出の際の投票権は、1会員1票(規約第6条の世帯単位)とする。

3. 委員長は、以上の規定に基づき、総会において次期役員候補者と選出方法について提案するとともに、投票開票の管理、報告を行い、次期役員の承認に責任を負うものとする。

### 付則

この規定は平成31年2月17日から発効する。

(別紙)

年 月 日

大椎台自治会役員選出管理委員会

委員長

様

〇〇年度 大椎台自治会役員立候補届

私は、大椎台自治会役員に立候補したいので、

大椎台自治会役員選出管理委員会規定に基づき、以下の通り届け出ます。

■希望する役職(1. 会長 2. 副会長 3. 会計 4. 監事)(注)

(注)1~4の内、1つを選び○で囲んでください

■ブロックNo. —

■住所:

■氏名:

印

■電話番号:

以上

(以下、大椎台自治会役員選出管理委員会記入欄)

立候補届受領日	受領者	備考